

母体保護法

第二章 不妊手術

第三条 医師は、次の各号の一に該当する者に対して、本人の同意及び配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、不妊手術を行うことができる。ただし、未成年者については、この限りでない。

- 一 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるもの
- 二 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの

パイプカット注意事項

- 1、陰のうを切開し縫合いたしますが、人によっては再治療・再縫合のため改めて来院していただく場合があります。
- 2、結紮部分はしこりのようになります。半年から1年程で、気にならなくなっていくます。
- 3、術後の傷や腫れの程度によって再手術を要することもあります。
- 4、手術後は、10回以上射精の後、精子数検査を受けることを強くお勧めします。
- 5、両側の精管を切除し、男性避妊を行う手術の為、元に戻す事は非常に困難です。

母体保護法に基づく避妊手術承諾書

母体保護法第三条第一項_____号に基づいて避妊手術を受けることを希望し、同時に配偶者の同意を得ましたことに相違ありません。

平成 年 月 日

右 住所 _____

氏名 _____ 印

配偶者氏名 _____ 印

新宿形成外科院長 殿